

第21期 第15回 佐賀県内水面漁場管理委員会

日 時 令和5年12月5日（火）14:00から

場 所 佐賀県庁新館10階農林水産部内会議室（南西角）
（佐賀市城内1丁目1番59号）

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 佐賀県内水面における共同漁業の免許について（諮問）

(2) 令和5年度うなぎ稚魚漁業許可方針（案）について（諮問）

(3) 令和5年度やなによる採捕許可方針（案）について（諮問）

(4) 佐賀県内水面漁場管理委員会指示について（協議）

(5) 多良川のあゆ採捕について（協議）

(6) その他

3 閉 会

出席者名簿

佐賀県内水面漁場管理委員会

委員	有吉	敏和	様
委員	坂本	兼吾	様
委員	中村	さやか	様
委員	藤村	美穂	様
委員	青木	正敏	様
委員	田中	和宏	様
委員	草野	剛	様
委員	今川	一洋	様

海区漁業調整委員会事務局

事務局長 江口 泰蔵

佐賀県農林水産部水産課漁業調整担当

係長 寺田 雅彦
主事 萩原 千春

水産第 3594 号
令和 5 年 11 月 30 日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会 長 有 吉 敏 和 様

佐賀県知事 山 口 祥 義



内水面における共同漁業の免許等について（諮問）

令和 5 年 9 月 26 日付けで公示した内水面における共同漁業の漁場計画に
対して、古湯地区漁業協同組合ほか 2 組合から別添のとおり免許等の申請があ
りました。

つきましては、これらの組合に免許等をする事について、漁業法第 70 条、
第 170 条第 4 項及び第 171 条第 4 項の規定により貴委員会の御意見をお聞
かせください。

（担当：農林水産部水産課）

水産業協同組合法に基づく特別議決手続き審査

(内水面)

区分	申請者	招集通知日	総会開催日	総会日における正組合員数	出席した正組合員数	免許取得等に賛成する正組合員数	申請書受理日
内共第1号	古湯地区漁協	10/16	10/25	30	26	26	11月2日
内共第2号	玉島川漁協	10/11	10/21	169	159	159	11月2日
内共第3号	相知町伊岐佐漁協	10/23	11/1	32	32	32	11月10日

適 格 性 の 審 査

免許番号	申請組合名	関係地区内に住所を有し、1年に30日以上水産動物を採捕する者の属する世帯数 (a)	左のうち、免許申請漁業協同組合の組合員の属する世帯数	(a) × 2/3
内共第1号	古湯地区漁協	30	30	20
内共第2号	玉島川漁協	160	160	107
内共第3号	相知町伊岐佐漁協	32	32	21

内水面共同漁業権の行使規則の概要

免許番号 漁協名	漁業の名称	漁業の方法	統数又は規模	漁業の時期	体長・重量 制限	尾数制限	区域	漁具・漁法の 制限	禁止区域
内共 第1号 古湯地区 漁協	こい	竿釣 手釣	1人3本以内	7月1日～ 翌年5月31日	体長15cm 以下	1日10尾以下	内共第1号 漁場区域の全域	—	—
	やまめ	竿釣 手釣	1人1本	3月1日～ 9月30日	体長15cm 以下	1日10尾以下			
	おいかわ・ かわむつ	竿釣 手釣	1人3本以内	1月1日～ 12月31日		1日10尾以下			
内共 第2号 玉島川 漁協	こい	竿釣	1人1本	7月1日～ 12月31日	—	—	内共第2号 漁場区域の全域	刺網を使用し ての「あゆ」、 「やまめ」、 「こい」、 「おいかわ・か わむつ」の採捕 禁止 あゆの突針釣 (ひっかけ釣) は禁止。	◎投網漁 玉島川発電所放水口から下流玉島川漁協事 務所の下流側約50mに設置した標識までの 区域(周年) ◎あゆ漁業 ①玉島川漁協事務所の下流側約50mに設置 した標識から下流約230mの水田用放水口 までの区域(9月1日～11月15日) ②玉島井堰から下流岡口川合流点までの区域 (9月1日～11月15日) ◎やまめ漁業(周年) ①七山池原字山中仲子川橋から上流全域 ②七山荒川字一ノ瀬一ノ瀬橋から上流全域 ◎あゆ、おいかわ・かわむつ及びやまめ漁業 七山九州電力樽門発電所堰堤から上流樽門川 合流点200mまでの区域(周年) ◎おいかわ、かわむつ 七山堰堤より上流および狩川までの区域 (10月1日～12月31日) ◎しろうお漁業 玉島川と谷口川の合流点から上流300m までの区域(1月1日から4月30日)
	うなぎ	てぼ 手釣	1人1本 1人1統 目は5.0cm以上	6月15日～ 12月31日	—	—			
	あゆ	竿釣 たも網 投網	1人1本 1人1統 直径50cm以下 1人1統 目は1.3cm以上	6月15日～ 12月31日	—	—			
	もくずがに	網かご うけ	1人3個以内 1人2個以内 入口の直径40cm以下	7月20日～ 12月31日	甲羅長5cm 以下	—			
	やまめ	竿釣	1人1本	3月1日～ 9月30日	体長15cm 以下	—			
	おいかわ・ かわむつ	竿釣 たも網 投網	1人1本 1人1統 直径50cm以下 1人1統 目は1.3cm以上	3月1日～ 12月31日	—	—			

内水面共同漁業権の行使規則の概要

免許番号 漁協名	漁業の名称	漁業の方法	統数又は規模	漁業の時期	体長・重量 制限	尾数制限	区 域	漁具・漁法の 制限	禁 止 区 域	
内共 第3号 伊岐佐 漁協	しろうお	やな 竿釣	8箇所	1月1日～ 4月30日	—	—	内共第3号 漁協区域の全域			
	あゆ	竿釣	1人1本以内	6月1日～ 12月31日	—	—				—
		投網	1人1統 目は1.3cm以上							
		たも網	1人1統 直径50cm以下							
	やまめ	竿釣	1人1本	3月1日～ 9月30日	—	—				—
		竿釣	1人2本	7月1日～ 翌5月31日	—	—				
	こい	投網	1人1統 目は5.0cm以上							7月1日～ 翌5月31日
		竿釣	1人1本							
	ふな	投網	1人1統 目は5.0cm以上	7月1日～ 翌5月31日	—	—				
		竿釣	1人1本							
	おいかわ・ かわむつ	投網	1人1統 目は1.3cm以上	1月1日～ 12月31日	—	—				
		網かご	1人3個以内							
もくずがに	うけ	1人1個以内 入口の直径40cm以下	6月1日～ 12月31日	—	—					

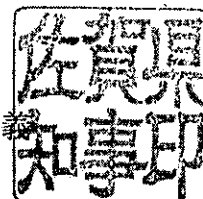
佐賀県内水面における漁業種遊漁規則の概要

漁業権番号	漁協名	遊漁に於ける制限の範囲			遊漁期間		遊漁法の制限		禁止区域	魚種	遊漁料の額及び納付場所			
		対象魚種	体長制限	尾数制限	3月1日～9月30日	10月1日～翌年5月31日	遊漁法	遊漁料			減免	納付場所		
内共第1号	古島地区漁協	やまめ	体長15cm以下	1日10尾以下	3月1日～9月30日	7月1日～翌年5月31日	①やまめの平釣は1人1本 ②おいかわ・かわむつ及びこいの平釣は1人3本以内	—	—	やまめ おいかわ・かわむつ こい	手釣 手釣 手釣	1,000円/日 4,000円/年 200円/日 2,000円/年	幼児は無料 小学生及び中学生は半額 高校生は1/2 又は漁協監視員	寄土町古島 中島商店 「やつだ屋」 「(一社)古島・藤の川産品販売センター」又は漁協監視員
		あゆ	—	—	6月15日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間	7月20日～12月31日	①投網は1人1統、網の目合いは1.3cm以上、「こい」については、網の目合いは5.0cm以上。 ②罾を使用している投網禁止 ③手釣・平釣は1人1本 ④うなぎ漁の「てび」は1人3-4個以内 ⑤もくずがに漁の「網かご」は1人3個以内、「うけ」は1人2個以内 ⑥刺網を使用している遊漁禁止 ⑦突針釣り(ひっかけ釣り)によるあゆの遊漁禁止	1月1日～12月31日 ①玉島川発電所放水口から下流玉島川漁協事務所までの下流側約50mに設置した標識までの区域は投網禁止 ②七山池原字山中仲子川橋から上流全域及び荒川字一ノ瀬ノ瀬橋から上流全域については、やまめの遊漁禁止 ③七山九州電力橋門前発電所堰堤から上流網門川合流点2.0kmの区域は、あゆ、おいかわ、かわむつ、やまめの遊漁禁止 9月1日～11月15日 ④玉島川漁協事務所の下流側約50mに設置した標識から下流約230mの水田用放水口までの区域及び玉島井堰から下流網門口川合流点までの区域は、あゆの遊漁禁止 10月1日～12月31日 ⑤七山堰堤より上流及び野川川までの区域は、おいかわ、かわむつの遊漁禁止	釣 釣 釣	1,200円/日 5,500円/年 2,400円/日 1,000円/年 1,200円/日 4,500円/年	小学生以下は無料、中学生、高校生及び旅休不出者は1/2	唐玉町五区田 「中村酒屋」、 「七山藤川」 「ヘアー」サロンの「くち」 又は漁協監視員		
		もくずがに	甲羅長5cm以下	—	3月1日～9月30日	7月1日～12月31日	7月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間	—	—	—	もくずがに	網かご うけ	1,200円/日 4,500円/年	小学生以下は無料、中学生、高校生及び旅休不出者は1/2
内共第2号	玉島川漁協	うなぎ	—	—	6月15日～12月31日	—	—	—	—	うなぎ	手釣	1,200円/日 4,500円/年	—	—
		やまめ	体長15cm以下	—	3月1日～9月30日	7月1日～12月31日	—	—	—	やまめ	平釣	1,200円/日 4,500円/年	—	—
		こい	—	—	7月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間	—	—	—	—	こい	投網	2,400円/日 1,200円/日 4,500円/年	—	—
		おいかわ・かわむつ	—	—	3月1日～12月31日	—	—	—	—	おいかわ・かわむつ	平釣	1,200円/日 4,500円/年	—	—
		あゆ	—	—	6月1日～12月31日	—	—	—	—	あゆ	投網	1,000円/日 3,000円/年	—	—
		やまめ	体長15cm以下	—	3月1日～9月30日	7月1日～12月31日	7月1日～12月31日	①平釣は1人2本以内。 ②投網は1人1統、網の目合いは1.3cm以上。ただし、「こい」、「ふな」については、網の目合いは5.0cm以上。 ③罾を使用している投網禁止 ④たも網は1人1統、直径50cm以内 ⑤網かごは1人3個以内 ⑥うけは1人1統 ⑦堤切罾を使用している「あゆ、やまめ、こい、ふな、おいかわ、かわむつ、もくずがに」の遊漁禁止	—	—	やまめ こい ふな おいかわ・かわむつ	平釣 平釣 投網 平釣 投網	1,000円/日 3,000円/年 1,000円/日 3,000円/年 1,000円/日 3,000円/年 1,000円/日 3,000円/年	小学生以下は無料、中学生、高校生及び旅休不出者は1/2
もくずがに	甲羅長5cm以下	—	6月1日～12月31日	—	—	—	—	—	もくずがに	網かご うけ	1,000円/日 3,000円/年 3,000円/年	—	—	

水産第3461号
令和5年11月17日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会長 有吉 敏和 様

佐賀県知事 山口 祥義



令和5年度うなぎ稚魚漁業許可方針（案）について（諮問）

佐賀県漁業調整規則第4条第1項第2号に規定するうなぎ稚魚漁業に関し、同規則第11条第1項及び第13条第1項の規定に基づき別添許可方針（案）のとおり定めることについて、同規則第11条第3項及び第13条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課 萩原）

佐賀県うなぎ稚魚漁業許可方針（案）

第1 制限措置

(1) 漁業種類

うなぎ稚魚漁業

（内水面において、うなぎ稚魚（全長13cm以下のうなぎをいう。）の採捕を目的とするもの）

(2) 漁業者の数

2名以内

(3) 操業区域

① 筑後川本流久留米市小森野堰から下流坂口堰までの区域

② 筑後川を除く県内一円の河川

(4) 漁業時期

令和6年2月1日から4月30日まで

(5) 漁業を営む者の資格

① 農林水産大臣のうなぎ養殖業許可証を有する佐賀県の養鰻業者

但し、農林水産大臣の異種うなぎ養殖業許可証を有する養鰻業者は除く

② 令和5年4月30日現在で当該許可を受けていた者

③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者

④ 適切な資源管理を実践できる者

⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

許可した日から令和6年4月30日まで

第3 申請すべき期間

公示した日から令和6年1月19日まで

第4 条件

(1) 採捕に従事する者は、採捕証票を携帯し、県が交付する許可腕章を着用しなければならない。（腕章の色：白色地に黒文字）

(2) 許可を受けた者は、筑後川とそれ以外の県内河川に分けて採捕従事者を特定しなければならない。

(3) たも網（すくい網）以外で採捕してはならない。

(4) 船を使用して採捕してはならない。

(5) 採捕に使用する集魚灯の光力は、500ワット以内でなければならない。

(6) 松浦川では、2月1日から2月末日までの間は採捕してはならない。

(7) 漁業権漁場で採捕するときは、当該漁業権者の同意を得なければならない。

- (8) 採捕したうなぎ稚魚を他者に譲渡し、または、販売してはならない。
- (9) 知事が、県内のうなぎ養殖業者の池入れ数量が、県下の養殖場の池入れ割当量である 18.7kg に達するおそれがあるとして、シラスウナギの採捕の停止を命じた場合には、当該命令に従わなければならない。
- (10) 国内全ての養殖場のニホンウナギの池入数量が、その上限に達した場合に水産庁から発出されるシラスウナギの採捕停止指示に従わなければならない。
- (11) 許可を受けた者は、次の旬の末日までに、当該旬における採捕数量及び池入れ数量を県に報告しなければならない。なお、県から指示があった場合は、養殖実績及び種苗供給実績等に係る資料を提出しなければならない。

第5 この許可方針は、令和5年12月 日から施行する。

○ 佐賀県漁業調整規則（抜粋）

令和2年11月27日

佐賀県規則第63号

（令和2年12月1日施行）

（知事による漁業の許可）

第4条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第1号、第4号、第10号、第13号、第16号、第17号及び第18号に掲げる漁業にあっては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

(1) あわび漁業 海面においてあわびをとることを目的とする漁業

(2) うなぎ稚魚漁業 うなぎの稚魚（全長13センチメートル以下のうなぎをいう。）をとることを目的とする漁業

(3) おちのり網漁業 佐賀県有明海区（以下「有明海」という。）において固定網具によりおちのりをとることを目的とする漁業

(4) なまこ漁業 海面においてなまこをとることを目的とする漁業（小型機船底びき網漁業のうちなまこけた網漁業を除く。）

(5) あんこう網漁業 海面においてあんこう網により行う漁業

(6) 機船船びき網漁業 海面において機船船びき網により行う漁業

(7) げんしき網漁業 海面においてげんしき網により行う漁業

(8) 小型まき網漁業 海面において総トン数5トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業

(9) ごち網漁業 海面においてごち網により行う漁業

(10) 固定式刺網漁業 海面において固定式刺網により行う漁業

(11) 刺網漁業 海面において刺網により行う漁業（前号に掲げる固定式刺網漁業及び第7号に掲げるげんしき網漁業を除く。）

(12) しいらづけ漁業 海面においてしいらづけにより行う漁業

(13) しき網漁業 海面においてしき網により行う漁業

(14) すくい網漁業 海面においてすくい網（火光を利用するものに限る。）により行う漁業

(15) 地こぎ網漁業 海面において地こぎ網により行う漁業

(16) かご漁業 海面においてかごにより行う漁業

(17) たこつぼ漁業 海面においてたこつぼにより行う漁業

(18) 小型定置網漁業 海面において小型定置網（建網、柵網及び落網を使用するものに限る。）により行う漁業

(19) 潜水器漁業 海面において潜水器（簡易潜水器を含む。）により行う漁業

(20) 地びき網漁業 海面において地びき網により行う漁業

（許可又は起業の認可についての適格性）

第10条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。

(2) 暴力団員等であること。

(3) 法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和25年政令第30号）で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。

(4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

(5) 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。

(新規の許可又は起業の認可)

第11条 知事は、許可(第7条第1項及び第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)又は起業の認可(第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

- (1) 漁業種類(知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。)
 - (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
 - (3) 推進機関の馬力数
 - (4) 操業区域
 - (5) 漁業時期
 - (6) 漁業を営む者の資格
- 2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。
- 3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。
- 4 第1項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

(許可等の条件)

第13条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

- 2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。
- 3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 4 第2項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(許可の有効期間)

第15条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項(第1号を除く。)の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

- (1) 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業並びに第4条第1項第1号及び第3号から第20号までに掲げる漁業 5年
 - (2) 第4条第1項第2号に掲げる漁業 1年
- 2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

(内水面漁場管理委員会)

第56条 内水面漁場管理委員会は、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

2 この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

佐賀県内におけるシラスウナギ特別採捕の許可及び採捕実績

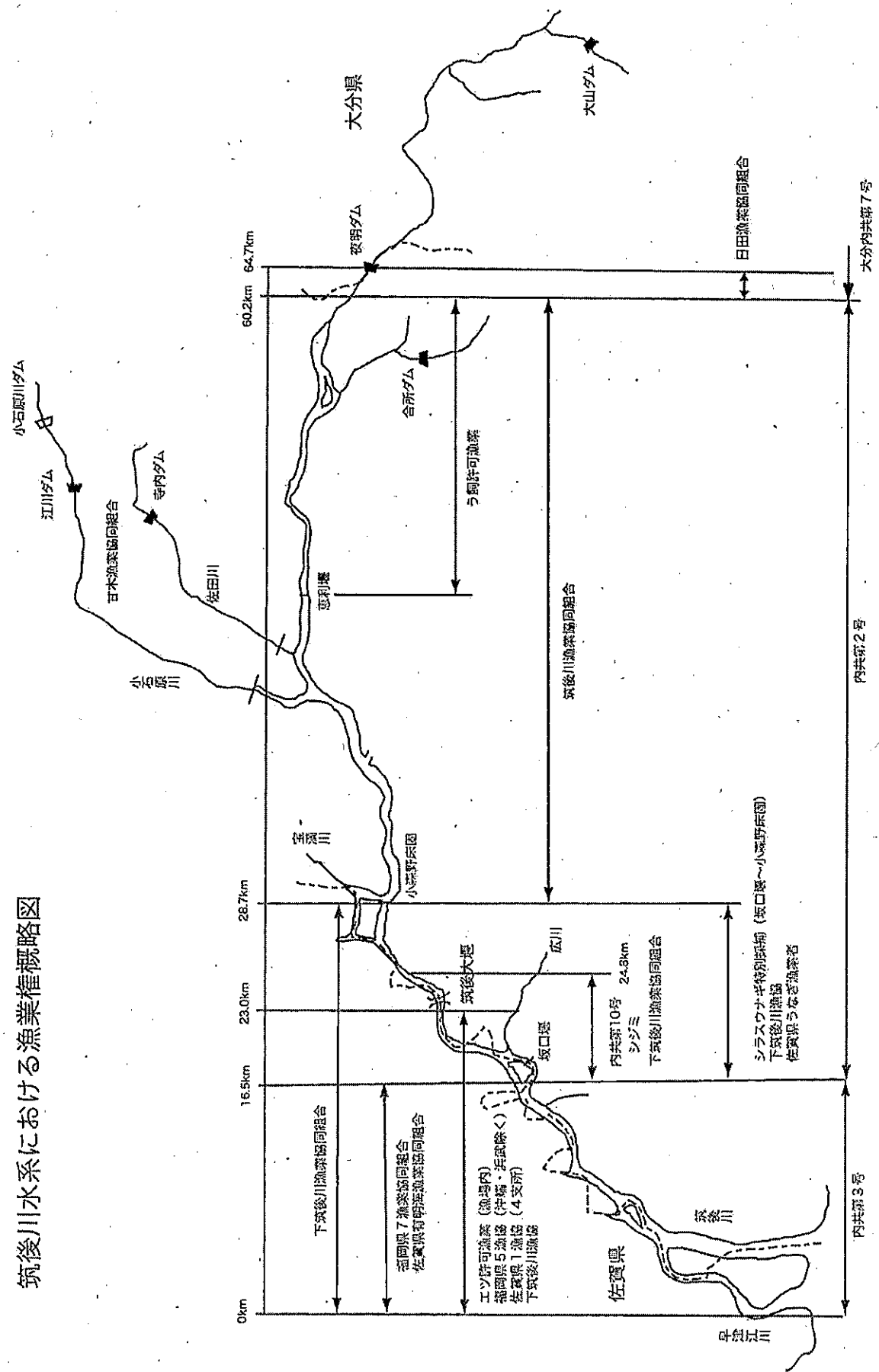
※許可期間はH18年1~4月

年	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外
許可期間	1/15~4/15	2/1~4/30	1/15~4/15	2/1~4/30	1/25~4/25	2/1~4/30	1/25~4/25	2/1~4/30	1/15~4/10	2/1~4/30	1/20~4/10	2/1~4/30	1/22~4/10	2/1~4/30	2/22~4/10	2/1~4/30	2/1~4/20	2/1~4/30
許可件数	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
採捕従事者数(人)	14	6	14	6	14	6	14	6	14	6	14	6	14	6	14	14	14	6
許可数量(kg)	25	25	25	25	25	25	25	25	20	25	20	25	20	25	20	25	19	25
採捕実績(kg)	6.83	10.2	3.1	3.95	1.2	2.79	11.95	9.95	1.26	2.57	1.42	2.44	1.20	2.26	0.65	1.11	8.00	10.20
採捕実績合計(kg)	17.03		7.05		3.89		21.90		3.83		3.86		3.46		1.76		18.20	

※R5.2.1~4.30

年	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度 (令和元年度)		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外
許可期間	2/1~4/20	2/1~4/30	2/1~4/20	2/1~4/30	2/1~4/20	2/1~4/30	2/1~4/20	2/1~4/30	2/1~4/20	2/1~4/30	2/1~4/20	2/1~4/30	2/1~4/20	2/1~4/30	2/1~4/30	2/1~4/30	2/1~4/30	2/1~4/30
許可件数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
採捕従事者数(人)	14	6	14	6	14	6	14	6	14	6	14	6	14	6	14	14	14	6
許可数量(kg)	18.4		18.7		18.7		18.7		18.7		18.7		18.7		18.7		18.7	
採捕実績(kg)	6.90	6.49	4.40	3.64	4.40	3.47	0.40	0.97	0.90	0.56	4.50	3.26	3.40	2.75	1.80	3.85	1.60	1.88
採捕実績合計(kg)	13.39		8.04		7.87		1.37		1.46		7.76		6.15		5.65		3.48	

筑後川水系における漁業権概略図

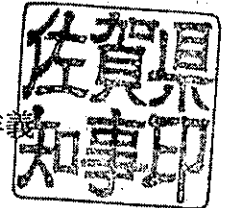


※ 内共：内水面共同漁業権

水産第3455号
令和5年11月20日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会長 有吉 敏和 様

佐賀県知事 山口 祥義



令和5年度やなによる採捕許可方針（案）について（諮問）

やなによる採捕につきましては、令和5年4月20日で許可の有効期間が満了しています。

ついては、やなによる採捕許可方針について別添許可方針（案）のとおり許可期間を定めることについて、佐賀県漁業調整規則第33条第5項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課 萩原）

令和5年度やなによる採捕許可方針（案）

1 採捕の種類

やなによる水産動植物の採捕

2 許可の対象

① 令和5年4月1日現在に、やなによる採捕の許可を受けていた者とし、それ以外の者への許可は、原則として認めない。

ただし、次の場合はこの限りでない。

ア 内水面漁場管理委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められる場合

イ 相続による承継の場合（ただし、2親等以内とする。）

② 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者

③ 適切な資源管理を実践できる者

3 採捕の区域

採捕の区域は、令和5年4月1日時点のやなによる採捕の区域とし、拡張は原則として認めない。

4 採捕の期間

唐津市 潟川 令和6年2月10日から同年4月15日まで

唐津市 半田川 令和6年2月10日から同年4月20日まで

5 許可の有効期間

唐津市 潟川 令和6年2月10日から同年4月15日まで

唐津市 半田川 令和6年2月10日から同年4月20日まで

6 条件

(1) 採捕は、漁業を営む場合に限ることとし、遊漁は認めない。

(2) 採捕を行うときは、許可証を携帯するとともに腕章を着用しなければならない。

(3) 設置する漁具は2統以内とする。

(4) 漁具の設置にあたっては、川の流幅の5分の1以上を水産動物の通路として開けなければならない。

(5) シロウオ以外の魚種を採捕してはならない。

(6) 漁期終了後は、直ちに漁具を撤去し、原形に復さなければならない。

(7) 漁業調整上支障があるときには、採捕の停止を命じ、又は、許可の取り消しをすることがある。

7 採捕実績の報告

採捕実績は、採捕期間終了後、速やかに報告しなければならない。

報告がない場合又は実績がない場合は、当該許可を取り消すことがある。

8 この許可方針は、令和5年12月 日 から施行する。

○ 佐賀県漁業調整規則（抜粋）

令和2年11月27日
佐賀県規則第63号
(令和2年12月1日施行)

(内水面における水産動植物の採捕の許可)

第33条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

- (1) やな
- (2) 魚ぜき
- (3) 建網（建切網、建干網及び張切網を含む。）
- (4) 流刺網
- (5) 張網（ふくろ網を含む。）
- (6) よせ網（地びき網を含む。）
- (7) すっぽん笠
- (8) 銚（すっぽんをとることを目的とするものに限る。）
- (9) 投網（船舶を使用する場合に限る。）
- (10) う使（う飼）

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

- (1) 第4条第1項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて採捕する場合
- (2) 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合
- (3) 法第170条第1項の遊漁規則に基づいて採捕する場合

3 第1項の許可（以下この条において「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 採捕の種類
- (3) 採捕する区域、期間及び水産動植物の種類
- (4) 漁具の数及び規模
- (5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- (7) その他参考となるべき事項

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が第10条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者である場合
- (2) 漁業調整のため必要があると認める場合

5 採捕の許可の有効期間は、3年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、3年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。

6 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。

7 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間その許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

8 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第13項において準用する第23条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第120条第1項の規定による指示若しくは同条第11項の規定による命令により第1項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

- 9 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。
- (1) 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 採捕に従事する者の氏名及び住所
 - (3) 使用する船舶の名称及び漁船登録番号
 - (4) 許可の有効期間
 - (5) 条件
 - (6) その他参考となるべき事項
- 10 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、前項の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。
- 11 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中であることを証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。
- 12 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。
- 13 第8条第2項、第9条第2項及び第3項、第13条、第20条第3項、第22条、第23条並びに第26条から第30条までの規定は、採捕の許可について準用する。

(許可等の条件)

- 第13条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をすることに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。
- 2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。
 - 3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
 - 4 第2項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(内水面漁場管理委員会)

第56条 内水面漁場管理委員会は、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

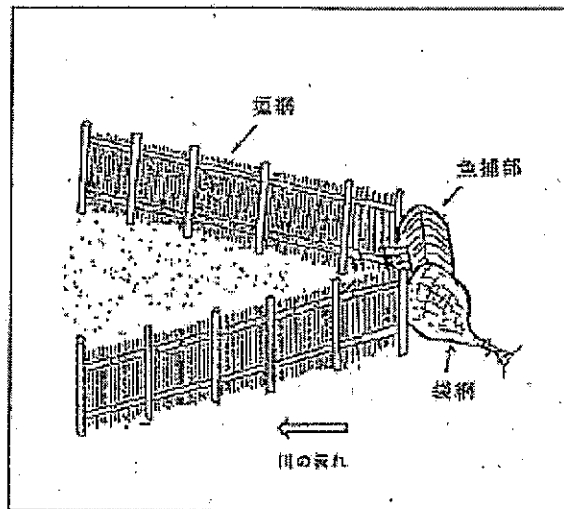
- 2 この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

県名： 佐賀県

漁具・漁法の名称： シロウオやな

漁具の構造： 垣網：高さ50cmくらいの竹簧で作られ、垣網を支えるため、杭が打たれている。

魚捕部：円筒状の金網製で、同筒状の一方の先に袋網が付いている。



漁法： 河口付近で、下流に向かって敷設し、満潮時に産卵のために遡上するシロウオを漁獲する。

漁期： 2月～4月

対照魚： シロウオ

主な河川又は湖沼： 玉島川、有浦川、半田川、浦川、瀧川

地方名称及び由来： シロウオやな

やなによる採捕許可に基づくシロウオの採捕実績

漁期 年度	採捕者	採捕 日数	採捕量 (合)	金額 (円)	用途・販売先
H29	A氏	27	62	31,000	市場、自家販売
	B氏	20	32	27,000	市場
	計	47	94	58,000	
H30	A氏	49	256	128,000	自家販売
R元	A氏	56	260	130,000	市場、自家販売
R2	A氏	46	245	122,500	自家販売
R3	A氏	55	140	70,000	自家販売

* 1合は、シロウオ100g相当量



瀧川

半田川

玄界灘

玄海国定公園

平木場ダム

東松浦

福島町

肥前町

北波多村

相模

議題 4

○佐賀県内水面漁場管理委員会指示第65号

佐賀県内の河川におけるヤマメ（エノハ）の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び同法第171条第4項の規定により次のとおり指示する。

ただし、佐賀県内水面漁場管理委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

令和5年12月 日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会長 有吉敏和

- 1 2月1日から2月末日までの間、ヤマメ（エノハ）の採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和6年1月1日から令和10年12月31日までとする。

○佐賀県内水面漁場管理委員会指示第66号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条1項及び同法第171条第4項の規定により、ムツゴロウの資源を保護し、及び育成を図るため次のとおり指示する。

ただし、佐賀県内水面漁場管理委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

令和5年12月 日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会長 有吉敏和

- 1 次の区域内においては、ムツゴロウを採捕してはならない。

六角川のうち次の直線A及びBによって囲まれた区域

直線A 佐賀県小城市郡芦刈町と同杵島郡白石福富町との間に設置されている六角川河口堰の下流端

直線B 佐賀県小城市郡芦刈町と同杵島郡白石福富町にかかる住ノ江橋下流端

- 2 指示の期間は、令和6年1月1日から令和10年12月31日までとする。

○佐賀県内水面漁場管理委員会指示第67号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条1項及び同法第171条第4項の規定により、水産動物の資源保護のため、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第47条の規定による試験研究等のための採捕については、この限りでない。

令和5年12月 日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会長 有吉敏和

- 1 毎年4月1日から5月31日までの間、北山ダム及び同ダムに流入するすべての河川において投網使用による水産動物の採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和6年1月1日から令和10年12月31日までとする。

○佐賀県内水面漁場管理委員会指示第68号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条1項及び同法第171条第4項の規定により、水産動物の資源保護のため、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第47条の規定による試験研究等のための採捕については、この限りでない。

令和5年12月 日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会長 有吉敏和

- 1 嘉瀬川の佐賀市大和町の川上頭首工（魚道を含む。）から下流同市同町惣座橋までの区域においてすべての水産動物の採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和6年1月1日から令和10年12月31日までとする。

○佐賀県内水面漁場管理委員会指示第69号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条1項及び同法第171条第4項の規定により、水産動物の資源保護のため、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第47条の規定による試験研究等のための採捕については、この限りでない。

令和5年12月 日

佐賀県内水面漁場管理委員会

会 長 有 吉 敏 和

1 松浦川の唐津市原、原中の湾地先松浦大堰堰軸からその上流側50メートル及び下流50メートルまでの区域においてすべての水産動物の採捕を禁止する。

○ 2 指示の期間は、令和6年1月1日から令和10年12月31日までとする。

内水面漁場管理委員会指示一覧表

令和5年12月5日現在

指示番号	指示年月日	一部改正 年月日	指 示 事 項	有効年月日	改廃年月日
内24号	昭51・12・20	令3・3・31	2月1日から2月末までヤマメ採捕禁止	令5.12.31	現存
内28号	昭61・5・9	"	六角川のうち河口堰から住ノ江橋までの間、ムツゴロウの採捕禁止	令5.12.31	現存
内56号	平31・3・26	"	北山ダム及び同ダム流入河川における投網使用での魚類採捕禁止期間(4.1~5.31)禁止	令5.12.31	現存
内57号	平31・3・26	"	佐賀市大和町の嘉瀬川の頭首工から惣座橋まで魚類採捕禁止	令5.12.31	現存
内58号	平31・3・26	"	松浦大堰堰軸から上流・下流50メートルの間水産動物の採捕禁止	令5.12.31	現存
内61号	令2・7・30	"	筑後大堰堰軸から上流・下流300メートルの間水産動物の採捕禁止	令7・7・31	現存
内64号	令5・5・15	-	県内すべての川のコイの持ち出し禁止 令和5年5月18日~令和6年5月17日	令6・5・17	現存

漁業法（抜粋）

（海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示）

第二百二十条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権（第六十条第一項に規定する漁業権をいう。以下同じ。）又は入漁権（同条第七項に規定する入漁権をいう。次条第一項において同じ。）の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

（内水面漁場管理委員会）

第七十一条 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。ただし、その区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖の規模が著しく小さい都道府県（海区漁業調整委員会を置くものに限る。）で政令で定めるものにあつては、都道府県知事は、当該都道府県に内水面漁場管理委員会を置かないことができる。

2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。

3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。

